

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和8年10月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪番号法19条第8項別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバーに保有する ⑫「サービス検索・電子申請機能」での届出等の受領、および申請された電子申請データの「申請管理システム」による基幹システムへの取込 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	・住民記録システム(既存住基システム) ・住民基本台帳ネットワークシステム ・市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS) ・MICJET住基GWサーバ ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・Acrocity行政基本 ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能 ・申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (令和元年5月31日法律第16号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 163, 164, 165, 166の項) (第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民共生部 市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	経営企画部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民共生部 市民課 記録管理係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2129
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うネットワークシステムである既存住基システムへのアクセスが可能な職員はIDとパスワードまたは顔認証とパスワードに、住基ネットへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定している。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成及びログの確認をすることで不正なアクセスがないかを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のないものによって不正に使用させるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	古賀 均	中島 久代	事後	
平成28年8月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による番号法の改正を反映させた項番号を記載しています。今後、番号法別表第2の施行(平成29年1月施行予定)までの間に評価実施のタイミングによっては、番号法の改正等により項番号が変動する可能性があるため、各団体により適宜確認の上、転記ください	削除	事後	
平成28年8月25日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人以上か いつ時点の計数か	平成27年3月1日現在	平成28年7月1日現在	事後	
平成28年8月25日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年3月1日現在	平成28年7月1日現在	事後	
平成29年9月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	中島 久代	小濱 道隆	事後	
平成29年9月1日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人以上か いつ時点の計数か	平成28年7月1日現在	平成29年7月1日現在	事後	
平成29年9月1日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成28年7月1日現在	平成29年7月1日現在	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 関連情報 4. 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	
平成30年10月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	小濱 道隆	課長	事後	
平成30年10月1日	IIしきい判断項目 評価対象の事務の対象人数は何らかいつ時点の係数か	平成29年7月1日現在	平成30年8月1日現在	事後	
平成30年10月1日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か	平成29年7月1日現在	平成30年8月1日現在	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何らかいつ時点の計数か	平成30年8月1日現在	平成31年5月1日現在	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か	平成30年8月1日現在	平成31年5月1日現在	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年5月14日	I 関連情報 4. ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部 市民課	市民生活部 市民課	事後	
令和2年5月14日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年5月14日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部 市民課 記録管理係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2129	市民生活部 市民課 記録管理係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2129	事後	
令和2年5月14日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何らかいつ時点の計数か	令和1年5月1日現在	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月14日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か	令和1年5月1日現在	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年5月13日	I 関連情報 4. ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和3年5月13日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何らかいつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月13日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑪番号法19条第7項別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバーに保有する なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	⑪番号法19条第8項別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバーに保有する なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (令和元年5月31日法律第16号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	
令和4年5月13日	I 関連情報 4. ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住 基システム」という。） 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー 4. 番号連携システム 5. 行政基本システム	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住 基システム」という。） 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー 4. 番号連携システム 5. 行政基本システム 6. コンビニ交付システム	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民生活部 市民課	市民交流部 市民課	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活部 市民課 記録管理係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2129	市民交流部 市民課 記録管理係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2129	事後	
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪番号法19条第8項別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバーに保有する	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪番号法19条第8項別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバーに保有する ⑫「サービス検索・電子申請機能」での届出等の受領、および申請された電子申請データの「申請管理システム」による基幹システムへの	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー 4. 番号連携システム 5. 行政基本システム 6. コンビニ交付システム	・既存住民基本台帳システム（既存住基システム）（標準化前）、住民記録システム（既存住基システム）（標準化後） ・住民基本台帳ネットワークシステム ・市町村コミュニケーションサーバ（市町村CS） ・MICJET住基GWサーバ ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・Acrocity行政基本（標準化前）、Acrocity行政基本（標準化後） ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能 ・申請管理システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (令和元年5月31日法律第16号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (令和元年5月31日法律第16号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	
令和6年9月25日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和6年9月25日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和7年5月13日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	2 十分である	事後	様式の変更に伴い、追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月13日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、住民基本台帳に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手 作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の変更に伴い、追加
令和7年5月13日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更に伴い、追加
令和7年5月13日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対先は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式の変更に伴い、追加
令和7年5月13日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱うネットワークシステムである既存住基システムへのアクセスが可能な職員はICカードに、住基ネットへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定している。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごと作成することで不正なアクセスがないかを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のないものによって不正に使用させるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴い、追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年5月25日	IVリスク対策 8. 人を介在させる作業 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日）又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和8年5月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	特定個人情報を取り扱うネットワークシステムである既存住基システムへのアクセスが可能な職員はICカードに、住基ネットへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定している。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごと作成することで不正なアクセスがないかを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のないものによって不正に使用させるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	特定個人情報を取り扱うネットワークシステムである既存住基システムへのアクセスが可能な職員はIDとパスワードまたは顔認証とパスワードに、住基ネットへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定している。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごと作成及びログの確認をすることで不正なアクセスがないかを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のないものによって不正に使用させるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・既存住民基本台帳システム（既存住基システム）（標準化前）、住民記録システム（既存住基システム）（標準化後） ・住民基本台帳ネットワークシステム ・市町村コミュニケーションサーバ（市町村CS） ・MICJET住基GWサーバ ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・Acrocity行政基本（標準化前）、Acrocity行政基本（標準化後） ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能 ・申請管理システム	・住民記録システム（既存住基システム） ・住民基本台帳ネットワークシステム ・市町村コミュニケーションサーバ（市町村CS） ・MICJET住基GWサーバ ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー ・Acrocity行政基本 ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能 ・申請管理システム	事前	
令和8年8月1日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和8年4月13日時点	令和8年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月1日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和8年4月13日時点	令和8年8月1日時点	事後	
令和8年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民交流部 市民課	市民共生部 市民課	事後	
令和8年8月1日	I 関連情報 5. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花 町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	経営企画部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花 町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和8年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	市民交流部 市民課 記録管理係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花 町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2129	市民共生部 市民課 記録管理係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花 町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2129	事後	
令和8年10月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	委託する	事前	
令和8年10月1日	IVリスク対策 委託先における不正な使用 等煮のリスクへの対策は十分 か	—	十分である	事前	